

市民意見募集(パブリックコメント)結果

「工場立地法における緑地面積率等の緩和に関する条例(案)」に対するご意見を募集した結果、1件のご意見をいただきましたので、次のとおり公表します。

■募集案件の概要

募集案件	工場立地法における緑地面積率等の緩和に関する条例(案)
受付期間	平成28年7月1日～平成28年8月1日
ご意見の件数	1名・1件

■ご意見の概要と市の考え方

No	ご意見の概要	市の考え方
1	<p>昔は、和歌山市ももっと活気があったように思いますが、だんだん人口も減り、活気がなくなっているように思います。</p> <p>工場が大きくなるのは、和歌山市が活気づきますし働く場所も増えるという事なので良い事だと思います。</p> <p>工業の専用地域なら緑地を5%に緩和するという事ですが、0%でも良いのではないのでしょうか。</p>	<p>工場立地法では、地方自治体が地域の実情に応じて緑地面積及び環境施設面積の基準を定めることができるようになりましたが、国が定める範囲内に限り変更することが認められています。工業地域・工業専用地域におきましては、変更可能な範囲が、緑地面積率は5%～20%、環境施設面積率は10～25%と規定されているため、その範囲を超える基準を定めることは認められていません。</p> <p>今後、工場立地法における緑地面積を緩和することにより、企業が工場立地及び事業規模の拡大をしやすい環境を整備し、市内企業の市外への流出を防止し、市外からの企業誘致を促進することにより本市産業の活性化に繋がっていきたいと考えています。</p>